

# 令和7年度放課後児童クラブ入会児童 選考基準

## 1 基礎項目

R6.10.1改訂

就労等の類型		保護者の状況		基礎点数			
				父	母		
No.	類型	就労日数等	終業時刻・日数・就業時間				
①	就労（自営業含む） ※上限は父母それぞれ10点	区分A （固定就労）	終業(平均)時刻	通 年	17時以降	10	10
					16時以降17時未満	9	9
					15時以降16時未満	7	7
					14時以降15時未満	6	6
				長 期 休 暇	13時以降14時未満	5	5
					12時以降13時未満	4	4
					11時以降12時未満	3	3
		就労日数 ※減点により0点未満になっ た場合は1点として扱う。	週4日	△1	△1		
			週3日	△2	△2		
			週2日	△4	△4		
			週1日	△5	△5		
		区分B （変則就労）	就業時間月平均 （休憩時間含む） ※通年利用の場合 は、終業時間が14時 以降の日があること	170時間以上（週42、5時間以上）	10	10	
				140時間以上（週35時間以上）	9	9	
				120時間以上（週30時間以上）	7	7	
				100時間以上（週25時間以上）※	6	6	
80時間以上（週20時間以上）※	4			4			
60時間以上（週15時間以上）※	3			3			
区分C （内職）	就業時間月平均	140時間以上（週35時間以上）	6	6			
		100時間以上（週25時間以上）	4	4			
		80時間以上（週20時間以上）	2	2			
②	父母の 疾病等 （本人）	自宅療養	保育不可能（他者の介護が必要な場合、要介護2以上）	10	10		
			保育に支障がある（運動、外出制限はあるが、身の回りのことは自分で行える場合、要介護1）	7	7		
			上記以外（要支援2又は同程度）	5	5		
	障害	保育不可能（身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）	10	10			
		保育に支障がある（身体障害者手帳3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）	8	8			
		その他	6	6			
③	他者の介護(自宅) ※要介護者1人に対して1人のみ	重度の介護を要する（要介護4以上、身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）	10	10			
		中度の介護を要する（要介護3、身体障害者手帳3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）	8	8			
		軽度の介護を要する（要介護2又は同程度）	6	6			
		上記以外（要介護1以下又は同程度）	4	4			
④	他者の介護(別宅) ※要介護者1人に対して1人のみ	重度の介護を要する（要介護4以上、身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度）	7	7			
		中度の介護を要する（要介護3、身体障害者手帳3級、療育B、精神障害者保健福祉手帳2級又は同程度）	5	5			
		軽度の介護を要する（要介護2又は同程度）	4	4			
		上記以外（要介護1以下又は同程度）	1	1			
⑤	その他	死亡	10	10			
		出産（出産予定日の前2か月、後3か月以内）	-	10			
		離婚、海外在住、行方不明、拘禁（1年以上）等	10	10			
		学校・職業訓練学校等への通学	①を適用				
基礎点数		基礎項目①～⑤の点数の合計 ※①～⑤の重複選択は、不可					

【裏面あり】

## 2 調整項目

児童の世帯の状況			調整点数
① 児童学年	1年生		30
	2年生		25
	3年生		15
	4年生		5
	5年生		1
② 祖父母の状況 ※父方、母方の祖父母の点数を比べて少ない方を加点する。 ※75歳以上は10点として扱う。	市内に祖父母がいない		10
	同居	基礎項目①～④を準用 {(祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)}÷2	0～10
	別居	基礎項目①～④を準用 {(祖父の基礎点数)+(祖母の基礎点数)}÷4+5	5～10
③ 児童の状況 ※重複選択不可	身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持又は特別支援学級在籍		6
	発達障害の診断		3
	R7年度通級指導教室の利用を予定している（ことばの教室、発達教室等）		3
④	児童虐待及び養育放棄、DV等 (こども・若者支援課に係わる配慮が必要な世帯)		10
⑤	生活保護世帯		5
	ひとり親世帯（祖父母と同居でない場合） ※同居とは、世帯分離・2世帯住宅・隣接する住宅を含む。(以下、同じ) ※生活保護世帯かつひとり親世帯の場合は、生活保護世帯の点数のみ加点する。		5
	単身赴任（祖父母と同居でない場合）		5
⑥	その他市・社会福祉協議会が必要と認める場合		*
調整点数		調整項目①～⑥の合計	
合計点数		基礎点数+調整点数	

- ・基礎項目について、父母ともに①～⑤のいずれかに該当しているかを確認し、基礎点数を算出する。  
(児童クラブの主たる利用理由を基礎項目の①から⑤のうち、ひとつ選択する。 ※ 基礎項目①～⑤の重複選択は不可)
- ・調整項目①～⑥の該当事項を加算し、調整点数を算出する。
- ・基礎点数と調整点数を合計し、合計点数を算出する。